

○越前市あいぱーく今立設置及び管理条例施行規則

平成30年5月15日

規則第30号

改正 令和3年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市あいぱーく今立設置及び管理条例(平成30年越前市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により越前市あいぱーく今立の施設(以下「市民交流施設」という。)の施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前7日までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき使用許可したときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可書(様式第2号)を、使用を許可しないときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

(使用の取消し及び変更)

第3条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消しをしようとするときは越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用取消申請書(様式第4号)に、使用許可に係る事項を変更しようとするときは越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用変更申請書(様式第5号)に越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき使用許可に係る事項の変更を承認したときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用変更承認書(様式第6号)を使用者に交付する。

(使用許可の取消しの通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により、使用許可を取り消すときは越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可取消決定書(様式第7号)を使用者に交付する。

(使用料の返還)

第5条 使用者が、条例第8条第3項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料返還申請書(様式第8号)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第3項ただし書の規定により、使用料を返還することができる場合及びその場合において返還することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者が自己の責めによらない事由により市民交流施設を使用できなくなった場合 当該使用料の全額

(2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出た場合 当該使用料の全額

(3) 使用者が使用許可の変更の承認を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じた場合 その相当額

3 市長は、前項の規定により使用料の返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料返還決定書(様式第9号)により、その旨を使用者に通知する。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、別表に定める減免基準表によるものとする。ただし、冷暖房設備の設備使用料の減額又は免除は市長が特に必要と認める場合に限る。

2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請の際に、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用料の減額又は免除を承認したときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)

使用許可書を、使用料の減額又は免除を承認しないときは、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料減免不承認通知書(様式第10号)を申請者に交付する。

(損害賠償等)

第7条 条例第12条の規定により、あいぱーく今立の建物、附属設備、備品等を毀損、汚損又は滅失した者は、直ちに越前市あいぱーく今立建物等毀損滅失届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

使用料の減免基準表

区分	使用事由	減免する額
1	越前市又は越前市教育委員会が主催し、若しくは共催し、又は委託する事業で使用する場合	市民交流施設使用料に相当する額全額
2	越前市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小学校又は中学校が、保育又は教育活動の目的で使用する場合	市民交流施設使用料に相当する額全額
3	越前市内に主たる本拠を置く各種団体の連合体、公益的な活動団体等が公用、公共用又はこれらに準ずる活動の目的で使用するとき。	施設使用料の10分の8に相当する額
4	前各項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める額

様式第1号(第2条、第6条関係)

越前市あいぱく今立(市民交流施設)使用許可申請書

越前市長 殿

次のとおり使用したいので申請いたします。

	申請年月日	年	月	日
申請者	住所	連絡者		
	団体名	(使用責任者)		
	代表者	電話番号	-	
使用目的				
使用日時	年	月	日(曜日)	午前・午後
	年	月	日(曜日)	午前・午後
使用施設	多目的ホール(全面・2/3面・1/3面)			
	大会議室 中会議室 小会議室 調理室 ふれあい広場			
使用設備				
冷暖房	冷房使用(有・無)		暖房使用(有・無)	
	人			
使用予定人員	人			
その他	会議等の開始時間			
	午前・午後	時	分から	終了時間 午前・午後 時 分まで

越前市あいぱく今立(市民交流施設)使用料減免申請書

越前市長 殿

次のとおり使用料の減免を申請します。

申請者	住所 団体名・代表者
使用施設等	使用施設、使用日時、使用目的等は、上記のとおり。
減免申請の理由	

様式第2号(第2条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可書 (兼 減免承認書)

第 号  
年 月 日

越前市長 印

次のとおり使用を許可します。

		申請年月日	年 月 日 ( )
申請者	住所	連絡者	
	団体名	(使用責任者)	
	代表者	電話番号	—
使用の目的			
使用日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分から
	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分まで
使用設備			
許可条件			
使用予定人員	人		
施設使用料	多目的ホール(全面・2/3面・1/3面)		円
	大会議室		円
	中会議室		円
	小会議室		円
	調理室		円
	ふれあい広場		円
施設使用料の減免の有無	有(減免率 %)	・ 無	円
冷暖房設備の設備使用料	冷房使用(有・無)		円
	暖房使用(有・無)		円
市外加算			円
営利加算			円
納入年月日	年 月 日 納入済・後納	合計使用料	円

(注) 使用当日、この許可書を係員に提示してください。

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第2条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用不許可通知書

第 号

年 月 日

越前市長 印

年 月 日付けにて申請があった越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用については、次のとおり施設の使用を不許可とします。

申請者	氏名		申請日	年 月 日
	住所			
使用施設名				
使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分			
使用目的				
不許可の理由				

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができず(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分ができたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第3条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用取消申請書

年 月 日

越前市長 殿

次のとおり使用の取消しをいたしたいので申請します。

使 用 者	住所 団体名 代表者	連絡者 (使用責任者) 電話番号 —
許 可 年 月 日	年 月 日	
取 消 し の 内 容		
取 消 し の 理 由		

(注)この申請書には、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可書を添付してください。

様式第5号(第3条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用変更申請書

年 月 日

越前市長 殿

次のとおり使用変更を申請します。

使 用 者	住所 団体名 代表者	連絡者 (使用責任者) 電話番号 —
許可年月日	年 月 日	
変更の内容		
変更の理由		
許可条件		

(注)この申請書には、越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用許可書を添付してください。

様式第6号(第3条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用変更承認書

第 号  
年 月 日

様

越前市長 印

年 月 日許可しました越前市あいぱーく今立(市民交流施設)の使用について、下記のとおり使用許可の変更を決定しましたから通知します。

記

- 1 使用変更を決定した使用日時
- 2 使用変更を決定した施設設備
- 3 理由

様式第7号(第4条関係)

越前市あいば一く今立(市民交流施設)使用許可取消決定書

第 号  
年 月 日

様

越前市長 印

年 月 日許可しました越前市あいば一く今立(市民交流施設)の使用について、下記のとおり使用許可の取消しを決定しましたから通知します。

記

- 1 許可取消しを決定した使用日時
- 2 許可取消しを決定した施設設備
- 3 理由

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第5条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料返還申請書

年 月 日

越前市長 殿

住所  
使用者 氏名  
(代表者)  
団体名  
連絡担当者

次のとおり使用料を返還して下さるよう申請します。

- 1 使用許可又は使用取消(変更)の年月日  
年 月 日
- 2 納入済額
- 3 返還申請額
- 4 理由

様式第9号(第5条関係)

越前市あいぱーく今立(市民交流施設)使用料返還決定書

第 号  
年 月 日

様

越前市長 印

年 月 日付で申請のあった使用料の返還について下記のとおり決定したので  
通知いたします。

記

- 1 返還申請額
- 2 返還の有無
- 3 決定返還額
- 4 理由

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第6条関係)

越前市あいばーく今立(市民交流施設)減免不承認通知書

第 号  
年 月 日  
越前市長 印

年 月 日付けにて申請のあった越前市あいばーく今立(市民交流施設)使用料に  
ついては、次のとおり減免を承認しないことに決定したので通知いたします。

申請者	氏名		申請日	年 月 日
	住所			
使用施設名				
使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分			
使用目的				
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免を承認しない			
承認しない理由				

(この処分に対して不服がある場合)

- この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越前市を被告として(訴訟において越前市を代表する者は越前市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第7条関係)

越前市あいぱく今立建物等毀損滅失届

年 月 日

越前市長 殿

住所  
使用者 氏名  
(名称)  
連絡先

年 月 日越前市あいぱく今立の使用に際し、下記のとおり建物等を毀損(滅失)しましたので届け出ます。

記

1 毀損(滅失)物件

2 理由

様式第 1 号(第 2 条、第 6 条関係)

(令 3 規則 8・全改)

様式第 2 号(第 2 条関係)

様式第 3 号(第 2 条関係)

様式第 4 号(第 3 条関係)

様式第 5 号(第 3 条関係)

様式第 6 号(第 3 条関係)

様式第 7 号(第 4 条関係)

様式第 8 号(第 5 条関係)

(令 3 規則 8・全改)

様式第 9 号(第 5 条関係)

様式第 1 0 号(第 6 条関係)

様式第 1 1 号(第 7 条関係)